

**指宿港海岸賑わい創出お試し実証業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務概要

(1) 業務委託名

指宿港海岸賑わい創出お試し実証業務委託

(2) 業務内容

指宿港海岸賑わい創出お試し実証業務委託仕様書による

(3) 業務目的

本業務は、令和8年度に指宿港海岸において実施する海水浴場実証試験に合わせ、20年ぶりに復活する海水浴場を新たな賑わいの拠点として夏季の観光需要を喚起し、誘客促進に資する賑わい創出コンテンツを実施するとともに、得られた成果や課題を検証し、次年度以降の本格的な事業展開へつなげることを目的とする。

(4) 業務場所

指宿港海岸埋立地2工区

(5) 業務委託期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

2 提案上限額

金 2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

① 提案上限額を超えた場合は失格とする。

② 当該業務委託料の上限額はプロポーザルのために設定したものであり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

③ 業務委託料については、完成払いとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 担当部局

指宿市建設部都市・海岸整備課指宿港海岸整備係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

電話 0993 - 22 - 2111 電子メール toshi@city.ibusuki.jp

5 参加資格

本プロポーザルの応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者若しくは更生手続開始の決定を受けている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者若しくは再生手続開始の決定を受けている者でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 参加申込時において国、鹿児島県又は指宿市の指名停止を受けていないこと。

(4) 本業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

6 参加意向申込方法

参加申込方法は、以下のとおりとし、令和8年4月24日（金）から、本実施要領を指宿市ホームページ上で公表し、同時に窓口での配布を開始する。

(1) 提出期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月11日（月）16時00分まで
ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く。

(2) 提出場所

「4 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加を希望する場合は、参加表明書（様式1）と会社概要調書（様式2）を、それぞれ1部ずつ提出すること。また、協力会社と協業して本業務を行う場合は、協力会社調書（様式3）も併せて提出すること。

なお、以下に示す各種書類の添付が必要であるが、指宿市の競争入札参加資格を有している場合は提出を省略できるものとする。

- ① 登記簿謄本（写し可）
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式4）
- ③ 市町村税等に関する完納証明書（写し可）
- ④ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税者のみ。写し可）

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、電話連絡にて到着確認を行うこと。

(5) その他

提出書類や参加資格に不備が見受けられる場合は、担当部局より確認することがある。

7 提案書等の提出

(1) 提案書の提出部数等

- ① 提案書については、別添の提案様式を標準様式として定めている。但し、当該様式に掲げる記載事項が全て網羅されている場合は、任意様式による提出を妨げない。
- ② 正本1部、副本4部を提出すること
- ③ 提案書の正本用表紙（様式6）には、提出者名（企業名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙（様式7）には、提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）
- ④ 提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。
- ⑤ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- ⑥ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現内容にすること。

(2) 提案書の記載項目

様式8のとおり

(3) 提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和8年5月22日（金）16時00分まで
ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く

② 提出場所

「4 担当部局」のとおり

③ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、電話連絡にて到着確認を行うこと。

8 質疑応答

仕様書等に関する質問及び回答方法については次のとおりとする。なお、質問ができる者は、参加表明書を提出した者に限る。

(1) 質問方法

質問書（様式5）を用いて、電子メールにて提出すること。

(2) 質問先

「4 担当部局」のとおり

(3) 質問期間

令和8年4月24日（金）から令和8年4月30日（木）16時00分まで
ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く。

(4) 回答方法

令和8年5月7日（木）までに市ホームページ上の公開により回答する。なお、回答は質問者を明らかにしない形で公表するものとする。

9 審査

(1) 審査方法

審査及び評価は、公正かつ客観的に行うため、指宿港海岸賑わい創出お試し実証業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、ヒアリング審査を行う。

(2) 提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおり

(3) ヒアリング審査

ヒアリング審査では、提案者ごとに提出された企画提案書等をもとに行うものとし、追加の提案資料の配布は認めない。ただし、企画提案書に記載された内容を逸脱しない限りにおいて、パソコン及びプロジェクターによるパワーポイント等でのプレゼンテーションは可能とする。

① 日 時 令和8年5月28日（木）

② 場 所 指宿市役所 指宿庁舎1階 第1会議室

③ 説明者 4名以内（パソコン等の操作者を含む。）

④ 説明時間 ア) 提案者によるプレゼンテーション 15分以内
イ) 審査委員による質疑応答 20分以内

※上記の時間に入退場・パソコン設置等の時間（5分以内）は含めない。

(4) 優先交渉権者等の選定

評価選考委員会での審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を優先交渉権者とし、次点の者を優秀提案者として選定する。ただし、評価点が6割に達していないと判断された場合においては、この限りでない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年6月上旬に審査参加者に通知するとともに様式1に記載されたメールアドレスに通知する。なお、審査の経過や結果への問い合わせは不可とする。

(6) 業務の委託

本業務委託において、優先交渉権者と契約の交渉を行うものとする。ただし、優先交渉権者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の優秀提案者と契約の交渉をするものとする。本業務の業務委託料については、本市の算定した提案上限額以内とし、随意契約により業務委託契約を締結する予定とする。

10 参加の辞退

参加表明書の提出後に、参加を辞退する場合は速やかに担当部局に電話連絡の上、辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出することとする。

11 実施スケジュール

実施要領の公表	令和8年4月24日（金）	
参加表明書等の提出期限	令和8年5月11日（月）16時	
質問受付	受付期限	最終回答
	令和8年4月30日（木）16時	令和8年5月7日（木）
提案書等の提出期限	令和8年5月22日（金）16時	
評価選考委員会 （プレゼンテーション）	令和8年5月28日（木）	
審査結果通知	令和8年6月上旬	
優先交渉権者との交渉	令和8年6月上旬～6月中旬	
業務委託期間	契約締結日から令和8年10月30日（木）まで	

12 提出書類

書類	部数	様式	提出期限
参加表明書	1部	様式1	令和8年5月11日（月）16時
会社概要調書	1部	様式2	
協力会社調書	1部	様式3	
暴力団排除に関する誓約書	1部	様式4	
質問書	1部	様式5	令和8年4月30日（木）16時
提案書（正本用表紙）	1部	様式6	令和8年5月22日（金）16時
提案書（副本用表紙）	4部	様式7	
提案書	5部	様式8	

※質問書は質問がない場合は提出がなくても構わない。

13 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する提出物作成など、応募に要した費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、理由の有無を問わず返却しない。
- (3) 提出された書類等は、市が審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。また、提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の提出期限以後の差替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) 提案にあたり、指宿港海岸の現地見学が必要な場合は、応募者が必要に応じ適宜自由に行うこととする。見学にあたっての案内が必要な場合は「4 担当部局」に連絡し、調整すること。
- (6) 無効、失格となる場合
 - ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 提出書類の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。または、虚偽の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 本プロポーザルに関して評価選考委員会委員との接触があったもの。
 - ⑥ 参考見積書の積算金額が、提案上限額を超えている場合
- (7) 提出に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。